

定住促進住宅の募集要項

(4月募集・定住促進住宅) 2026年3月19日現在

住宅の内容

住宅名	所在地	家賃(月額)	構造
虹のマンション4号室	高宮町佐々部 531番地6	28,400円	RC2階建 集合住宅ワンルーム
虹のマンション8号室	高宮町佐々部 531番地6	28,400円	RC2階建 集合住宅ワンルーム
来原住宅1号棟	高宮町原田 3432番地2	30,000円 入居月から入居の翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK
第1田草住宅4号棟	高宮町川根 2037番地1	30,000円 入居月から入居の翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK
第2田草住宅2号棟	高宮町川根 1997番地1	30,000円 入居月から入居の翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK
行部住宅1号棟	高宮町川根 1630番地	30,000円 入居月から入居の翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK
行部住宅4号棟	高宮町川根 1630番地	30,000円 入居月から入居の翌々月まで25,000円	木造2階建 4LDK

共益費・駐車場使用料は必要ありません。

入居者の資格

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの。

- (1) 入居を希望する住宅に定住しようとする意志が明らかな者
- (2) 入居を希望する者又はその同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 地方税等を滞納していないこと。
- (4) 入居を希望する者又はその同居親族が安芸高田市営住宅条例(平成16年安芸高田市条例第156号)第2条第1号に規定する市営住宅その他市が管理する住宅に入居していた者であって、当該市営住宅等に係る損害賠償金又は安芸高田市の私債権の管理に関する条例(平成24年安芸高田市条例第24条)第7条の規定による放棄した家賃がないこと。

募集期間

2026年4月13日(月) ~ 2026年4月30日(木)

郵送での申し込みの場合は、4月30日(木)の消印有効。

応募者多数の場合には、抽選により入居者を決定します。

敷金

敷金・・・入居時家賃の3か月分

申込みから入居までの手続き(標準的なもの)

- ① 入居申込書を安芸高田市に提出します。

【入居申込書の添付書類】

・入居予定者の住民票の写し

② 資格審査と入居者選考を行います。(2週間程度の時間を要します。)

③ 1戸の住宅に対し、資格を有する方が多数の場合には、抽選を行います。

抽選の結果、入居の順位を決め、入居順位1位の方に市から入居決定通知書を送付します。

※入居順位2位以下の方は、入居順位が上位の方が入居を辞退された場合に、順位順に入居の資格を得ることになります。この資格を補欠資格といい、補欠資格は、新たな住宅の公募を行うまで有効となります。

④ やむを得ない事情の場合を除き、入居決定通知のあった日から10日以内に請書の提出と敷金の納付をしていただきます。

【請書の添付書類】

・入居予定者の印鑑登録証明書

⑤ 請書の提出と敷金の納付をされた後、入居可能日通知書を送付します。

⑥ 入居予定者と市職員とで住宅内の状況を確認します。

⑦ 入居予定者に住宅の鍵を渡します。

⑧ 市長に特別の承認を受けた場合を除き、入居可能日通知のあった日から20日以内に入居を完了していただきます。

申込みとお問い合わせ先

安芸高田市 建設部 管理課

住所 〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

電話 0826-47-1201 FAX 0826-47-1206